

○厚生労働省告示第百二十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成十八年厚生労働省告示第百七十六号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の日に行われた療養の費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十年三月二十七日

厚生労働大臣 舛添 要一

要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合

診療報酬の算定方法第六号に規定する厚生労働大臣が定める場合は、別表第一の上欄各号に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄各号に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあつては、同表の下欄に規定する算定方法による。

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
一 要介護被保険者等である患者	別表第一第1章第1部並びに第2章第1部（区分番号B0）

（以下単に「患者」という。）のうち入院中以外の患者（法第八条第九項に規定する短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護」という。）、法第八条の二第九項に規定する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護」という。）、法第八条第十項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）、又は法第八条の二第十項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）を受けている患者及び法第八条第二十項に規定す

01の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号B014に掲げる後期高齢者退院時薬剤情報提供料及び区分番号B015に掲げる後期高齢者退院時栄養・食事管理指導料に係る部分を除く。）、第2部（区分番号C006に掲げる在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料及び区分番号C010に掲げる在宅患者連携指導料に係る部分を除く。）、第3部から第7部まで、第8部（区分番号I005に掲げる入院集団精神療法、区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011―2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）及び第9部

<p>る地域密着型介護老人福祉施設（以下「地域密着型介護老人福祉施設」という。）、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設（以下「介護老人福祉施設」という。）又は同条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）に入所している患者を除く。）（以下「入院中以外の患者」という。）</p>	<p>から第13部まで、別表第二（区分番号C001に掲げる訪問歯科衛生指導料、区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及び区分番号C007在宅患者連携指導料に係る部分を除く。）並びに別表第三（区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及び区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料に係る部分を除く。）による点数が算定されるべき療養</p>
<p>二 法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う法第八条第二十六項に規定する療養病床等（療養病床のうちその一部について専ら</p>	<p>別表第一第一章第2部（区分番号A316に掲げる診療所後期高齢者医療管理料に係る部分を除く。）及び第2章（第1部（区分番号B009に掲げる診療情報提供料（I）（注10に掲げる場合に限る。）、区分番号B016後期高齢者診療料及び区分番号B017に掲げる後期高齢者外来継続</p>

<p>要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。）以外の病床に入院している患者（短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。）</p>	<p>指導料に係る部分に限る。）、「第2部及び第8部（区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法に係る部分に限る。）を除く。）、「別表第二（区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料及びC008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料に係る部分を除く。）並びに別表第三（区分番号15の4に掲げる退院時共同指導料に係る部分に限る。）による点数が算定されるべき療養</p>
<p>三 介護療養病床等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四百十四条に規定する老人性認知症疾患療養病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）の病床を除く。）に入院してい</p>	<p>別表第一第2章第1部（区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料、区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料（I）（注1、注3、注4、注7、注8及び注10に掲げる場合に限る。）、「区分番号B010に掲げる診療情報提供料（II）、区分番号B014に掲げる後期高齢</p>

る患者及び短期入所療養介護（法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設の療養室若しくは老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四百四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並

者退院時薬剤情報提供料、区分番号B015に掲げる後期高齢者退院時栄養・食事管理指導料、区分番号B016に掲げる後期高齢者診療料、区分番号B017に掲げる後期高齢者外来継続指導料及び区分番号B018に掲げる後期高齢者終末期相談支援料に係る部分を除く。）、第4部（第1節に掲げるエックス線診断料の5のイ、区分番号E001の1に掲げる単純撮影及び区分番号E002の1に掲げる単純撮影に係る部分を除く。）、第5部第3節（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六の二に掲げる薬剤に係るものに限る。）、第6部第2節（特掲診療料の施設基準等第十六の三に掲げる薬剤に係るものに限る。）、第7部（区分番号H005に掲げる視能訓練及び区分番号H006に掲げる難病患者リハビリテーション料に係る部分に限る。）、第8部（区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法、区分番号I007に掲げる精神科作業療法、区分番号I011に掲げる精

びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第百八十九条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。）を受けている患者

神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）、第9部（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係る部分を除く。）及び第10部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表3イの注9又はロの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）、別表第一第1章第1部及び第2部第4節（短期滞在手術基本料1に係る部分に限る。）並びに第2章第3部、第4部、第5部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第6部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）及び第8部から第13部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表3イの注9又はロの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたも

<p>四 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者及び老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	
<p>別表第一第1章第2部第2節（区分番号A227に掲げる精神科措置入院診療加算に係る部分に限る。）、第5部第3節（特掲診療料の施設基準等第十六の二に掲げる薬剤に係るものに限る。）、第6部第2節（特掲診療料の施設基準等第十六の三に掲げる薬剤に係るものに限る。）及び第2章第8部（区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法、区分番号I007に掲げる精神科作業療法、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011―2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。</p>	<p>のに限る。）並びに別表第二（第2章第1部（区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1及び区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2に係る部分に限る。）及び第2部（区分番号C001―2に掲げる訪問歯科衛生指導料及び区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料に係る部分を除く。）を除く。）による点数が算定されるべき療養</p>

）の規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表3ハ(1)から(3)までの注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）、別表第一第1章第1部及び第2部第4節（短期滞在手術基本料1に係る部分に限る。）並びに第2章第3部、第4部、第5部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第6部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第8部（区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法に係る部分を除く。）及び第9部から第13部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表3ハ(1)から(3)までの注4に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）並びに別表第二（第2章第1部（区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1及び区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2に係る部分に限る。）及び第2部（区分番号C001に掲げる訪

	<p>五 介護老人保健施設に入所している患者及び介護老人保健施設において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>問歯科衛生指導料及び区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料に係る部分を除く。を除外く。による点数が算定されるべき療養</p>
<p>六 地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所している患者及び短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を受けている患者（以下「介護老人福祉施設入所者」という</p>	<p>別表第一第3章（区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1及び区分番号B010に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)に係る部分を除く。）及び別表第二（区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料及びC008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料に係る部分を除く。）による点数が算定されるべき療養</p>	<p>別表第一（当該施設における医師により行われる医学的管理に相当する療養に係るものを除く。）、別表第二及び別表第三による点数が算定されるべき療養</p>

別表第二

<p>。)</p>	
<p>(備考) この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）をいう。</p>	
<p>診療報酬の算定方法に掲げる療養</p>	<p>算定方法</p>
<p>一 別表第一第二章第1部区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、法第八条第六項に規定する居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）又は法第八条の二第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導（以下「介護予防居宅療養管理指導」という。）（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表の5の居宅療養管理指導費（以下「居宅療養管理指導費」という。）又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表の5の介護予防居宅療養管理指導費（以下「介護予防居宅療養管理指導費」</p>

<p>二 別表第一第2章第1部区分番号B009に掲げる診療情報提供料(I)（注3に係る場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	<p>という。）を算定した場合には、算定できず、介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合には、算定できる。</p> <p>同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>三 別表第一第2章第2部第1節区分番号C003に掲げる在宅末期医療総合診療料が算定されるべき療養</p>	<p>法第八条第十一項に規定する特定施設又は法第八条第十九項に規定する地域密着型特定施設に入居している患者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令</p>

	<p>第三十五号) 第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。) については、算定できない。</p>
<p>四 別表第一第2章第2部第1節 区分番号C005に掲げる在宅 患者訪問看護・指導料又は区分 番号C005-1-2に掲げる 居住系施設入居者等訪問看護・ 指導料が算定されるべき療養</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合に限り、算定できる。</p>
<p>五 別表第一第2章第2部第1節 区分番号C005に掲げる在宅 患者訪問看護・指導料の注9又 は区分番号C005-1-2に 掲げる居住系施設入居者等訪問 看護・指導料の注9に規定する 加算が算定されるべき療養</p>	<p>特掲診療料の施設基準等別表第七に規定する疾病等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合(当該患者について、同一月において、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の別表の3イ及びロの注5及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)の別表の3イ及びロの注5に規定する特</p>

	<p>別管理加算を算定している場合を除く。)に限り、算定でき る。</p>
<p>六 別表第一第2章第8部第1節 区分番号I005に掲げる入院 集団精神療法及び区分番号I0 08に掲げる入院生活技能訓練 療法が算定されるべき療養</p>	<p>同一日に、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管 理等及び単位数(平成十二年厚生省告示第三十号)別表の 15に掲げる精神科作業療法又は16に掲げる認知症老人入院 精神療法を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準別表の9ニ(8)の特定診療費、指定施設サー ビス等に要する費用の額の算定に関する基準別表3ハ(12)の 特定診療費又は指定介護予防サービスに要する費用の額の 算定に関する基準別表9ニ(6)の特定診療費を算定した場合 には、算定できない。</p>
<p>七 別表第二第2章第1部区分番 号B000―4に掲げる歯科疾 患管理料、区分番号B002に 掲げる歯科特定疾患療養管理料 及び区分番号B009に掲げる</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養 管理指導又は介護予防居宅療養管理指導(歯科医師が行う 場合に限る。)を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防 居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>

<p>診療情報提供料（I）（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養</p>	
<p>八 別表第二第二章第1部区分番号B001―2に掲げる歯科衛生実地指導料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科衛生士等が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>九 別表第二第二章第1部区分番号C001―2に掲げる後期高齢者在宅療養口腔機能管理料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p>
<p>十 別表第二第二章第2部区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及び区分番号C008在宅患者緊急時等カン</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対し実施した場合に限り、算定できる。</p>

<p>フアレンス料が算定されるべき療養</p>	<p>十一 別表第三第2節区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料が算定されるべき療養</p>	
<p>十二 別表第三第2節区分番号11に掲げる薬剤情報提供料、区分番号13に掲げる長期投薬情報提供料、区分番号14に掲げる後発医薬品情報提供料及び区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限り。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p> <p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限り。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>	

<p>十三 別表第三第2節区分番号1 5に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料が算定されるべき療養</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対し実施した場合に限り、算定できる。</p>
<p>十四 別表第三第2節区分番号1 6に掲げる調剤情報提供料及び区分番号17に掲げる服薬情報提供料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>
<p>十五 別表第三第2節区分番号1 8に掲げる後期高齢者薬剤服用歴管理指導料が算定されるべき療養</p>	<p>入院中以外の患者については、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。</p>

<p>十六 別表第三第2節区分番号1 9に掲げる後期高齢者終末期相 談支援料が算定されるべき療養</p>	<p>介護老人福祉施設入所者については、末期の悪性腫瘍である患者に対し実施した場合に限り、算定できる。</p>		<p>い。ただし、当該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>(備考) この表において「法」とは、介護保険法をいう。</p>			